公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容
商工労働部成長産業振興室	1 行政財産の使用許可について、許可期間の更新手続を行い、使用料を徴収していたにもかかわらず、公有財産台帳の更新登録を行っていないものがあった。							検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録 するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基 づき、適正な事務処理を行われたい。	
	種別	許可数量	量 目的	目的		許可期間			登録を行った。 今後は、大阪府2 有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。
	土地	電柱等16本 9本、支線 支柱2本	5本、電力供給	電力供給		H30. 4. 1~R 5. 3.31 (注)		【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使	
	土地	電柱等4本 3本、支線		-	6,000円		~R 5.3.31 (注)	用の許可の内容について、知事が別に定めると ころにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、 その許可に係る行政財産の使用の状況を実地に	
	土地	電柱等3本 3本)	(本柱 電気通信ケーブ) の電柱等設		4,500円		~R 5.3.31 (注)	ついて調査し、確認しなければならない。	
	(注)公有財産台帳では許可期間が、いずれも「H25.4.1~H30.3.31」のまま放置されていた。 2 普通財産の貸付について、当該土地を借主に売却したにもかかわらず、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。 種別 貸付数量 年間貸付料(最終年度) 貸付期間 売却日						(貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地につ		
	土地	1, 526. 56 m ²	2, 962, 910円	H25. 3	H25. 3.29∼H30.11.2		Н30. 11. 27	いて調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】	
	土地	3, 309. 54 m ²	9,653,775円			27 (注2)	Н31. 3.28		
	土地	1, 526. 65 m ²	4, 157, 400円			.29~R2.2.26 (注3)		(使用許可、貸付又は使用承認の状況)	
	土地	1, 554. 56 m ²	4, 578, 480円			27 (注4)	Н31. 3.28	第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承 認を行ったときは、システムを用いて使用許可、	T
	土地	6, 614. 00 m ²	12, 109, 310円	H25. 3	3.29∼R1.11.2	21 (注5)	(注5) R1.11.22 貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録す		
	土地	9, 907. 35 m ²	26, 810, 229円	H25. 3.29∼H31. 3.1			Н31. 3.13	■ ものとする。 ■ 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況	
	(注: (注: (注: (注:	2)公有財産 ¹ 3)公有財産 ¹ 4)公有財産 ¹ 5)公有財産 ¹	台帳では貸付期間の終了 台帳では貸付期間の終了 台帳では貸付期間の終了 台帳では貸付期間の終了 台帳では貸付期間の終了 台帳では貸付期間の終了	目が、「R(目が、「R) 目が、「R) 目が、「R)	6.2.6」のま 5.12.14」のま 6.9.23」のま 6.6.17」のま	に異動があったときは、システムを用いて異動 登録を行うものとする。			